

## 20. 公害健康被害補償

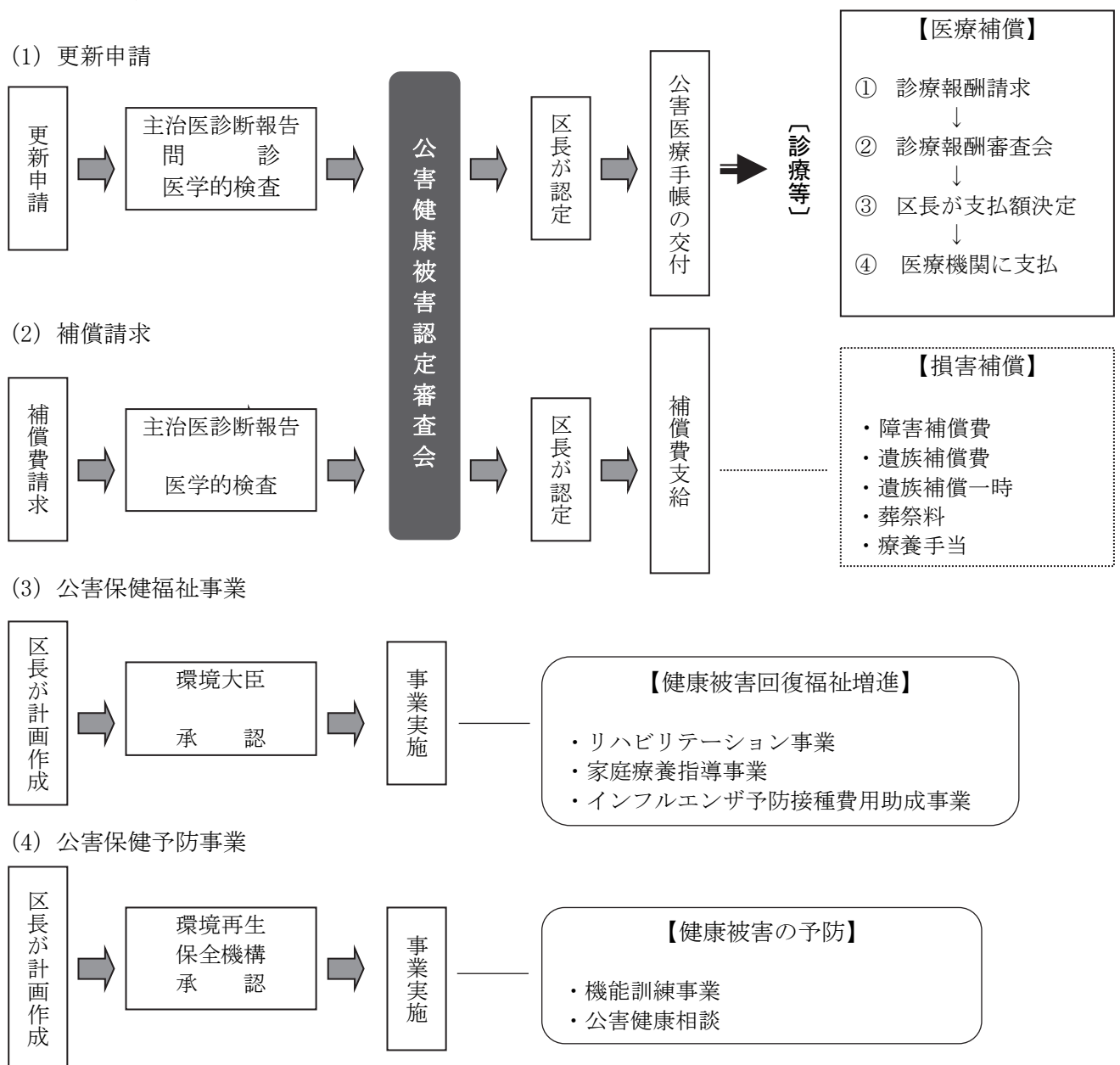
大気汚染又は水質汚濁の影響により健康を害した被害者の救済のため、昭和48年に公害健康被害補償法が制定された。これは健康被害者に対し、汚染原因物質の排出者から徴収した資金をもとに、損害の補償を行なうことによって、これらの人々の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としている。

豊島区は、昭和50年12月19日、相当範囲にわたる著しい大気汚染が生じ、その影響による疾病が多発しているとして地域指定を受け、公害健康被害補償制度の適用を受けることとなった。

その後、大気汚染の状況が全般的に改善の方向にあるとして、昭和62年に制度改正が行なわれ、個別補償から大気汚染による健康被害の予防に重点をおいた対策が講じられることになった。この制度改正により、昭和63年3月1日から指定地域が全面解除され、新規の認定が行なわれなくなった。

現在はこれまでに認定された健康被害者の認定更新及び補償給付を継続して行なっている。

### [1] 認定の更新の仕組み



## [2] 認定状況等

### (1) 申請・認定件数

区分 年度	申請 (件)	申請 取下げ (件)	認定 否決 (件)	未審査 (件)	本区 認定 (件)	転入 (件)	死亡 (件)	治ゆ等 (件)	転出 (件)	被認定 者数 (人)
22年度						6	14	1	3	638
23年度						17	7	3	6	639
24年度						5	8	0	10	626
25年度						3	13	17	10	589
<b>26年度</b>						<b>3</b>	<b>13</b>	<b>2</b>	<b>12</b>	<b>565</b>

(注) 昭和63年3月1日から、制度改正により新規申請・認定はない。

□昭和50年12月19日～平成27年3月31日 累計 (単位：件)

申請	申請 取下げ	認定 否決	未審査	本区 認定	転入	死亡	治ゆ等	転出
2,638	48	2	0	2,588	401	692	1,268	565

### (2) 被認定者の疾病・障害の程度

□疾病別 被認定者数 (単位：人)

疾病 年度	ぜん息性 気管支炎	気管支ぜん息	慢性気管支炎	肺気しゅ	合 計
22年度	0	592	40	6	638
23年度	0	593	39	7	639
24年度	0	580	39	7	626
25年度	0	552	32	5	589
<b>26年度</b>	<b>0</b>	<b>532</b>	<b>29</b>	<b>4</b>	<b>565</b>

□障害の程度別 被認定者数 (単位：人)

障害の程度 年度	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	合 計
22年度	0	0	16	219	403	638
23年度	0	0	16	224	399	639
24年度	0	0	15	215	396	626
25年度	0	0	13	207	369	589
<b>26年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>11</b>	<b>198</b>	<b>356</b>	<b>565</b>

□疾病・障害の程度別 被認定者数（平成27年3月31日現在）

（単位：人）

障害の程度 疾病	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	合 計
ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0
気管支ぜん息	0	0	11	179	342	532
慢性気管支炎	0	0	0	16	13	29
肺気しゅ	0	0	0	3	1	4
合 計	0	0	11	198	356	565

(3) 地域別被認定者数

（単位：人）

年 度 地 域	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
駒 込	12	12	10	9	9
巢 鴨	19	20	19	19	18
西 巢 鴨	24	25	24	20	20
北 大 塚	17	17	16	15	14
南 大 塚	34	33	31	31	28
上 池 袋	29	27	27	23	21
東 池 袋	21	22	20	19	17
南 池 袋	14	13	13	13	12
西 池 袋	21	21	24	18	17
池 袋	26	25	25	22	22
池袋本町	39	41	37	31	29
雑司が谷	14	15	13	12	11
高 田	14	15	14	13	12
目 白	19	19	19	17	16
南 長 崎	39	36	35	31	30
長 崎	28	27	27	24	22
千 早	19	18	17	17	16
要 町	14	15	13	12	10
高 松	13	13	14	12	11
千 川	7	6	5	5	5
区 外	215	219	223	226	225
総 数	638	639	626	589	565

□地域・疾病別 被認定者現在数（平成27年3月31日現在）

（単位：人）

地域	疾病	ぜん息性 気管支炎	気管支 ぜん息	慢性 気管支炎	肺気しゅ	合計
駒込		0	8	1	0	9
巣鴨		0	16	2	0	18
西巣鴨		0	18	2	0	20
北大塚		0	12	2	0	14
南大塚		0	26	2	0	28
上池袋		0	21	0	0	21
東池袋		0	17	0	0	17
南池袋		0	10	1	1	12
西池袋		0	14	3	0	17
池袋		0	20	2	0	22
池袋本町		0	29	0	0	29
雑司が谷		0	11	0	0	11
高田		0	12	0	0	12
目白		0	16	0	0	16
南長崎		0	27	3	0	30
長崎		0	21	1	0	22
千早		0	16	0	0	16
要町		0	8	2	0	10
高松		0	10	1	0	11
千川		0	5	0	0	5
区外		0	215	7	3	225
総数		0	532	29	4	565

### [3] 補償給付実績

年度	件数・金額	件数 (件)	金額 (円)
22年度		13,302	426,663,427
23年度		12,925	420,799,352
24年度		12,638	411,139,508
25年度		11,993	401,486,961
<b>26年度</b>		<b>11,405</b>	<b>368,600,768</b>

□平成26年度 補償給付実績内訳

区分	件数・金額	件数 (件)	金額 (円)
医療費		7,458	151,471,238
障害補償費		2,572	174,539,980
児童補償手当		0	0
療養手当		1,283	29,227,300
遺族補償費		91	13,034,250
遺族補償一時金		0	0
葬祭料		1	328,000
合計		11,405	368,600,768

[参考]

被認定者一人当たり年間医療費

(A) 26年度被認定者数中央値 577 人

(B) 医療費総額 151,471,238 円

(B) / (A) 262,515 円

#### [4] 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害診療報酬審査会

区分 年度	公害健康被害 認定審査会			公害健康被害 診療報酬審査会	
	回数(回)	審査件数(件)	更新件数(件)	回数(回)	審査件数(件)
22年度	12	345	167	12	8,028
23年度	12	410	245	12	7,751
24年度	12	323	134	12	7,685
25年度	12	347	165	12	7,313
<b>26年度</b>	<b>12</b>	<b>370</b>	<b>226</b>	<b>12</b>	<b>7,458</b>

#### [5] 公害保健福祉事業

公害健康被害の補償等に関する法律では、被認定者の健康の回復保持並びに増進を図るため、公害保健福祉事業を行なうものとされ、豊島区でも呼吸リハビリ教室等を実施している。

区分 年度	呼吸リハビリ教室		地域ぜん息教室 (やまびこ会)		家庭療養 指導
	開催回数 (回)	参加延人数 (人)	開催回数 (回)	参加延人数 (人)	訪問件数 (件)
22年度	3	51	3	15	37
23年度	4	94	3	15	58
24年度	2	51	2	10	62
25年度	2	51	0	0	47
<b>26年度</b>	<b>2</b>	<b>35</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>14</b>

#### [6] 健康被害予防事業

昭和63年3月1日施行された法改正により、大気汚染地域指定解除と同時に、大気汚染の影響による健康被害を予防するために健康被害予防事業が実施されることになり、本区は昭和63年度から健康相談を実施している。慢性閉塞性疾患及びアレルギー性疾患に関する相談、指導を行なうことにより疾患の予防と、これら患者の健康回復、保持、増進に関する知識の普及と意識の向上を図ることを目的としている。昭和53年度から公害保健福祉事業として実施された転地療養事業及び昭和56年度からの水泳教室は、法対象者の高齢化のため、現在は健康被害予防事業として実施している。また、就学前幼児親子を対象とした音楽療養教室と呼吸リハビリフォロー教室を平成23年度から実施している。

##### (1) 機能訓練事業

##### □水泳教室

区分 年度	時期	参加者(人)	対象	場 所
22年度	5/26 ~ 11/1 12日	延 256	小学1年生 から6年生	巣鴨・雑司が谷温水プール
23年度	9/5 ~ 11/21 8日	延 145		雑司が谷温水プール
24年度	5/14 ~ 11/12 15日	延 387	小学1年生 から中学3 年生	雑司が谷温水プール
25年度	5/13 ~ 11/18 16日	延 424		雑司が谷温水プール
<b>26年度</b>	<b>5/12 ~ 11/10 19日</b>	<b>延 404</b>		南長崎スポーツセンター

□転地療養事業（サマーキャンプ・デイキャンプ）

区分 年度	時期	参加者（人）	対 象	場 所
22年度	8/2 ～ 8/5 3泊4日	32	小学3～中学3	四季の里
23年度	10/9 日帰りデ <sup>テ</sup> ィキャンプ <sup>テ</sup>	16		新宿御苑
24年度	8/4 ～ 8/6 2泊3日	23	小学3～中学3	山中湖 秀山荘
	10/14 日帰りデ <sup>テ</sup> ィキャンプ <sup>テ</sup>	15	小学3～中学3	新宿御苑
25年度	8/6 ～ 8/8 2泊3日	20	小学3～中学3	山中湖 秀山荘

(注)25年度までで、事業終了。

□音楽療養教室

区分 年度	開催回数（回）	参加延人数（人）	対 象	場 所
23年度	2	10	就学前幼児 と両親また は保育園等	雑司が谷地域文化創造館 音楽室
24年度	2	25		
25年度	2	34		区民ひろば 朋有
<b>26年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		

(注)26年度は事業一時休止。

(2) 健康相談事業（ぜん息講演会）

区分 年度	開催回数 （回）	参加延人数 （人）
22年度	2	39
23年度	6	142
24年度	8	199
25年度	8	218
<b>26年度</b>	<b>8</b>	<b>234</b>

(3) 健康相談事業（呼吸リハビリフォロー教室）

区分 年度	開催回数 （回）	参加延人数 （人）
22年度	2	39
23年度	5	42
24年度	17	143
25年度	12	141
<b>26年度</b>	<b>11</b>	<b>66</b>

[7] その他

□ぜん息相談

(単位：人)

区分 年度	所内相談	電話相談	その他	計
22年度	119	52	47	218
23年度	148	42	97	287
24年度	626	141	213	980
25年度	532	125	266	923
<b>26年度</b>	<b>312</b>	<b>160</b>	<b>142</b>	<b>614</b>

## [8] 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成

東京都は大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づき18歳未満の健康障害者に医療費の助成を行っており、区は豊島区大気汚染障害者認定審査会の意見に基づき健康障害者の認定を行なっている。平成20年度から年齢制限が拡大され、18歳以上の健康障害者にも助成されることとなった。

年度	区分	大気汚染被害者認定審査会			各年度末の 被認定者数(人)
		回数(回)	審査件数(件)	新規件数(件)	
22年度		12	790	362	1,497
23年度		12	801	300	1,643
24年度		12	837	250	1,732
25年度		12	914	291	1,860
<b>26年度</b>		<b>12</b>	<b>965</b>	<b>281</b>	<b>1,852</b>

### □地域別大気汚染障害者認定者数

(単位：人)

地域別	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
駒込		82	83	93	96	98
巣鴨		79	84	94	109	110
西巣鴨		76	81	83	81	82
北大塚		49	53	57	59	60
南大塚		75	83	83	92	92
上池袋		81	89	98	103	101
東池袋		87	99	102	118	120
南池袋		42	48	48	52	54
西池袋		97	108	121	131	132
池袋		108	133	128	129	127
池袋本町		146	159	161	166	164
雑司が谷		51	56	66	65	66
高田		54	63	69	72	72
目白		57	64	66	77	73
南長崎		108	122	125	133	131
長崎		121	121	127	142	141
千早		67	67	75	83	81
要町		55	62	57	65	64
高松		40	42	47	53	50
千川		22	26	32	34	34
総数		1,497	1,643	1,732	1,860	1,852